

「低炭素アスファルト技術」に関する公募

公募要領

1 公募の目的

国土交通省では、道路分野における安全、高品質、低コストな道路サービスの提供、道路事業関係者のプロセス改善、産業の活性化を目的に、良い技術は活用するという方針の下、道路分野における新技術導入促進方針をとりまとめ、新技術の導入促進を進めています。

世界的な気候変動に対応するための脱炭素化の取り組みが進められている中、政府においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現及び、2030年に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す目標としています。

国土交通省道路局では、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献し、道路の脱炭素化の取組を推進するため、「道路分野の脱炭素化政策集Ver. 2.0」がとりまとめられ、2030年度に、高速道路会社や自治体と協働し、道路工事における低炭素アスファルト合材の出荷量について全体の6%を目指すことが求められています。

このような背景から、カーボンニュートラルに向けた舗装技術の状況を踏まえ、ほぼ確立されている技術・工法の検討、確保のため、以下を要件とした新たな舗装技術を公募します。

2 公募する技術

(1) 公募技術

「低炭素アスファルト技術」

- 公募する技術は、速やかな社会実装を進めるため、ほぼ確立された技術・工法とし、アスファルト混合物の「素材^{※1}」「製造^{※2}」「運搬」「施工」において、改質Ⅱ型アスファルト混合物（ポリマー改質Ⅱ型密粒度アスファルト混合物）よりもCO₂を減らすことができる舗装技術を対象とする（図1参照）。なお、ほぼ確立されている技術・工法とは、応募技術の試験施工（構内道路・現道）が実施され、現場実装段階のものを指す。

※1：素材輸送（産地～アスファルト混合所間）などのCO₂排出量も含める。

※2：アスファルト混合所で使用する光熱費など、製造に間接的なCO₂排出量も含める。

- 公募する技術は、アスファルト混合物とし、バインダー種類や新規骨材/再生骨材を問わない。
- 公募する技術は、一定の規模を有する舗装工事において、改質Ⅱ型アスファルト混合物と比べ「素材・製造」のCO₂削減率5%以上とする技術とする。

なお、「素材・製造」に加え、「運搬」「施工」の組み合わせでも応募可能とするが、この場合「運搬」「施工」は評価の対象としない。提案の「運搬」「施工」技術に要するCO₂排出量は従来の技術と比べ、同程度以下であること。また、今後の修繕工事を見据え、改質Ⅱ型アスファルト混合物と比べ施工性や工事交通規制の開放時間などが同程度であることとし、緊急補修時の技術（ポットホールの穴埋め等局所的な補修工事に用いる技術）等は除く。

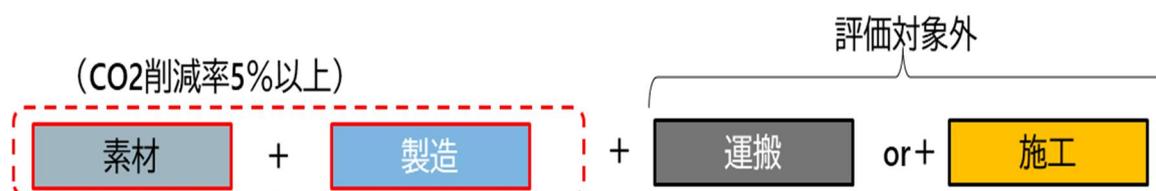


図 1 低炭素アスファルト技術の対象範囲

- (2) リクワイヤメント
- 1) 【CO₂ 排出量】改質Ⅱ型アスファルト混合物に比べCO₂ 排出量が5%以上削減可能であること
 - 2) 【耐久性】改質Ⅱ型アスファルト混合物の耐久性を有し、修繕サイクルが1.0倍以上であること
 - 3) 【LCC算出】LCCの観点から改質Ⅱ型アスファルト混合物との比較が可能な技術であること
 - 4) 【再生利用】再生利用可能な技術であること
 - 5) 【施工時間】改質Ⅱ型アスファルト混合物に比べ施工性や工事交通規制の開放時間などが同程度であること。

(3) リクワイヤメントに関する評価

リクワイヤメントに関する評価は、応募者により提出される下記(4)の評価方法における技術確認書により行うが、リクワイヤメントに関する評価にあたり「現場実証」が必要と判断された場合は、現場実証を行い、その結果も踏まえて評価する。

(4) 評価方法

1) CO₂排出量

- ・ 応募技術が、改質Ⅱ型アスファルト混合物に比べ[※]、CO₂排出量が5%以上削減できることを示す応募時に提出される技術確認書により評価する。

※「舗装の環境負荷低減に関する算定ガイドブック H26年1月 (公社) 日本道路協会」の P138 付表-3.2

2) 耐久性

- ・ 耐久性の評価は改質Ⅱ型アスファルト混合物の耐久性を基本とし、応募技術についてはバインダー種類を問わない。改質Ⅱ型アスファルト混合物に比べ修繕サイクルが1.0倍以上かつ耐久性を有する応募技術を客観的に評価し、証明する方法が示された応募時に提出される技術確認書により評価する。

3) LCC算出

- ・ 比較対象とする改質Ⅱ型アスファルト混合物と応募技術の両者に対し、同一条件のもとでLCCを算出し、それを確認できることが示された応募時に提出される技術確認書により評価する。

4) 再生利用

- ・ 応募技術が、資源循環の観点より将来再生利用できることを示す応募時に提出される技術確認書により評価する。

5) 施工時間

- ・ 応募技術が、改質Ⅱ型アスファルト混合物と比べ、施工性や工事交通規制の開放時間などが同程度であることを示す応募時に提出される技術確認書により評価する。

(5) 応募技術の条件等

- 1) 応募技術について、その技術を客観的に評価する方法、証明する方法等が示された書類を技術確認書に必ず添付すること。
- 2) 応募技術の内容を技術公募の評価に係わる者（技術検討委員会、事務局等）に対して開示しても問題ないこと。
- 3) 技術内容、試験結果のデータ等を公表することに対して問題ないこと。
- 4) 応募技術に係わる特許等の権利について問題が生じないこと。
- 5) 「3 応募資格等」を満足すること。

3 応募資格等

- (1) 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」、「民間企業」もしくは「共同体」であること。
- (2) 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」、「民間企業」もしくは「共同体」であること。

なお、行政機関^{※3}、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人および大学法人等については、自ら応募者とはなることはできないが、共同研究開発者として応募することはできるものとする。

※3「行政機関」とは国および地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- (3) 選定された技術については、供用中の路線において、現場実証を行う場合もあることから、施工及び現場実証箇所における計測、分析、評価を実施する上で必要な体制を構築できる者であること。
- (4) 予算決算および会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれらに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 応募方法

- (1) 資料の作成及び提出

応募資料は「応募資料作成要領」に基づき、日本語で作成すること。

提出方法は以下の方法とする。

- ・E-mailでの送信（上限10MB）^{※4}

※4：E-mailの容量が上限を超える場合は、大容量システム等を用いて送付すること。

- (2) 提出先

e-mail：lc-as@jice.or.jp

一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ
低炭素アスファルト技術公募担当 宛

5 公募期間

令和8年3月23日（月）～ 令和8年5月22日（金）

6 ヒアリング

提出された応募資料の中で不明な箇所がある場合は、追加の資料提出やヒアリング等を実施することがある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法および内容等について別途通知する。

7 公募に対応した応募技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

応募資料およびヒアリング等に基づき、以下の事項を確認の上、選定する。

- 1) 公募技術（リクワイヤメント等）、応募資格等に適合していること。
- 2) 技術の検証にあたり安全性等に問題がないこと。
- 3) 応募方法、応募書類および記入方法に不備がないこと。
- 4) 応募する技術が既に現場において適用されていること、あるいは応募する技術の成立性、現場適用性が明確であること。

(2) 選定結果の通知・公表

応募者に対して選定結果を文書で通知する。また、選定された技術については応募者と内容を協議した上、ホームページ等で公表することがある。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

(4) 現場実証

選定された技術について、以下の事項を考慮して現場実証を行うことがある。

- 1) 現場実証は、応募技術の対象道路への適用性、制約条件、応募資料等を踏まえて応募者と事務局等と協議の上、決定する（事前の基礎データ等が存在し、既に実道での試験施工等がされているものも含む）。なお、当該工区との比較のための比較工区を設定する。
- 2) 現場実証のうち直轄国道における施工においては、発注者が仕様書を作成・発注し、工事契約を行うものとする。
- 3) 現場実証期間中は、適切な時期に応募技術の効果を確認するために行う調査（計測、分析及び評価）を行うものとする（複数回にわたり調査する場合を含む）。
- 4) 現場実証で、計測、分析、評価を行い、その結果をホームページ等で公表する場合がある。
- 5) 路面状況に著しい損傷が確認されるなど、当該技術の性能が提案時資料と大きく乖離していることが確認された場合は、国土交通省ホームページ等で公表する資料を更新する。なお、直轄国道において、路面に著しい損傷が生じ、回復措置が必要と判断される場合、発注者、応募者（または発注者、応募者、工事受注者）で協議の上、損傷の原因を究明し、補修に対する費用負担を決定する。また、この費用負担に関する期間については工事請負契約書の契約不適合責任期間等で定める2年以内とする。なお、応募者と施工業者が異なる場合、応募者が現場実証に必ず立ち会い、指示通りに施工が行われているか確認し、施工不良がないことを応募者と工事受注者の両者で合意しておくこととする。

8 費用負担

応募時および選定後に係る費用負担については、以下の通りとする。

- 1) 応募資料の作成、提出、リクワイヤメントに対する必要な試験、調査および結果の提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- 2) 現場実証の施工に要する費用については、以下の通りとする。
 - ① 直轄国道の維持・修繕工事等の一環として施工をする場合は、事前の路面調査および構造調査については国土交通省の負担とするが、改質Ⅱ型アスファルト混合物を用いた施工費用を超過する場合、その超過した費用は応募者の負担とする。
 - ② 直轄国道（上記①）以外の場所となる施工（材料搬入、設置、撤去、道路規制、試験場の借用費用等）の場合は、事前の路面調査および構造調査を含め応募者の負担とする。
- 3) 現場実証期間における性能確認のための計測に要する費用は、応募者の負担とする。なお、計測項目については、別途指定する。
- 4) 現場実証期間における計測結果を用いた評価等については、国土交通省の負担とする。
- 5) 本公募要領における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでに応募者が負担した費用については、応募者の負担とする。

9 その他

- (1) 応募資料は、本公募に係る事項のみに使用し、その他の目的で使用しない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 公募内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり受け付ける。

1) 問い合わせ先

一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ
低炭素アスファルト技術公募担当（担当 秋山、齋藤）
TEL:03-4519-5002

e-mail: lc-as@jice.or.jp

令和8年3月23日（月）～ 令和8年5月22日（金）

（土・日・休日を除く平日の9:30～17:00までとする。12:00～13:00は除く）

2) 受付方法

面談、電話、E-mail（様式自由）にて受け付ける

以 上